

## 福祉サービス向上支援事業について

## 1 趣 旨

多様化する福祉ニーズに対応するため、社会福祉法人等が福祉サービスの質の向上を目的として主体的に提案を行い、実施するものであり、かつその内容が先進的又は他の模範となるものとして応募あったものに対して、知事が認めるものに対して補助金を交付する。

## 2 補助率

交付決定された事業に対して、補助基準額を限度として事業費の1/2以内の額を補助

## 3 補助対象者

交付要綱第2条第1項に定める社会福祉法人等（社会福祉協議会は対象外）

## 4 対象経費（交付要綱別表）

工事請負費、備品購入費、報償費、旅費、需用費、委託費、使用料及び賃借料、その他事業に必要な経費

## 5 要 件

当該事業については以下の要件を満たすことが必要です。

- (1) 施設の職員の人材の確保等及び施設の利用者の処遇の向上に関する計画を策定していること
  - (2) 社会福祉法第82条の規定による苦情の適切な解決のための取組又は地域に開かれた施設の運営がなされていると認められる取組を実施していること
  - (3) 社会福祉法人にあっては、公表が必要とされている定款、報酬等の支給の基準、貸借対照表、収支計算書、役員等名簿及び現況報告書について、インターネットの利用により公表していること
  - (4) 社会福祉法人にあっては、社会福祉法第55条の2の規定に基づき社会福祉充実計画を策定するとともに、所轄庁の承認を受けた場合は、当該計画を公表していること
  - (5) 補助対象事業を実施する施設が、認証制度に基づき、福祉の人材の育成に取り組むことを宣言した施設であること
  - (6) 補助金の交付の申請に係る福祉サービス向上支援事業を実施しようとする施設について、当該補助金の交付の申請の日の2年前（保育所等は4年前）の日の属する年度の初日から当該申請の日の前日までの間に、京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構による第三者評価を受けたこと、又は第三者評価を受けるための申込みをしていること
- ※ (1)～(5)は、地域共生社会実現サポート事業補助金共通の要件、  
(6)は福祉サービス向上支援事業の要件

## 6 事業における留意点

公募事業を実施するにあたっては、以下の事項について留意が必要です。

- ・その内容が先進的又は他の模範となるものであることが必要であり、標準以上の付加価値が認められる事業であること。  
※例えば「マイナンバー制度への対応」等の一律での対応が可能な事業は対象外となります。
- ・新たなケアの実施の実現、利用者処遇の向上に直結、職員の負担軽減など福祉サービスの向上に確実に繋がるものであること。  
※単なる老朽化への対応、機器更新等は補助対象外となります。
- ・他の補助制度を活用できる事業ではないこと。
- ・収益事業と認められるものでないこと。
- ・過去に取り組みされている事業については、基本的に対象外となることから、新たな観点等を加味することが必要

当該事業における、過去の主な取組事例は以下とおりです。

### <ハード事業>

- ・労務管理全般のペーパーレス化を図るシステム導入による事務改善の取組
- ・職員が施設内のどこでも利用者の体調等をタブレットで確認できるシステムの導入
- ・移動式スマートリフトバスの導入
- ・施設内の地域交流スペースにおけるバリアフリー化を図る整備
- ・保育・障害・高齢の複合型福祉施設において地域交流連携を目的とした園庭の整備
- ・園児と高齢者のオンラインで交流を図るための無線LAN配線整備
- ・RPA（ロボティクスプロセスオートメーション）導入による事務改善の取組
- ・外国人やパソコン操作が苦手な方向けの音声入力記録システム導入
- ・運動能力向上に資する工事・器具導入による利用者の健康増進を図る取組
- ・先進的な省エネ機器の導入による環境への配慮、利用者の熱中症予防の取組
- ・カメラ付見守りセンサー導入による事故減少、職員の負担軽減、看取り看護への検討及び看取り家族への情報提供への活用
- ・浴室移乗用リフトの導入及び導入前後の腰部負担の比較、効果検証
- ・屋上テラスマット整備による園児や医療的ケア児への屋外遊び場の提供

### <ソフト事業>

- ・高齢者等の社会的孤立を防ぐため、地域情報配信システムを活用した新しいコミュニティの構築
- ・パラスポーツ競技会を通じた地域における障害に係る相互理解促進の取組
- ・研究者と協働して行う発達記録様式の研究
- ・行政、大学、専門機関等と連携し、各施設において土砂災害避難計画やUPZ圏域に係る避難受入等に対する計画
- ・地元自治会及びボランティア団体等と連携した、生活困窮者への就労・生活支援をはじめとした地域における公益的な取り組み
- ・老人クラブ等と連携して、地元で介護予防教室を開催する等、地域の介護予防の取組
- ・公共交通機関の利用が難しい地域の高齢者等を対象に、施設から市街（病院やショッピング

ングセンター等) までを運行する「福祉送迎バス」の実施